

日野町監査委員告示第7号

地方自治法第199条第1項および第2項に基づき、令和8年度に実施した定期監査結果を下記のとおり公表する。

令和8年6月30日

日野町代表監査委員 東 源一郎

定期監査結果

1. 監査日時および 令和8年5月28日（木）午前9時00分～午前10時25分
監 査 場 所 日野町役場 4階 監査委員室
2. 実施監査委員 東 源一郎 ・ 川東 昭男
3. 監 査 対 象 機 関 農林課
4. 監 査 対 象 農林課の分掌する事務全般および次の事項について
主たる監査事項 ○有機農業推進の取組状況について
○中山間地域等直接支払制度の取組状況について
5. 監 査 手 続 令和8年度監査計画に基づき資料の提出を求め、所属長および担当者から説明を受け、質疑応答を交え実施した。
6. 監 査 の 結 果 令和3年に国が策定した「みどりの食料システム戦略」では、2050年までに有機農業の取組面積を耕地面積の25%（100万ha）まで拡大する目標が掲げられている。当町では現在、8名の生産者が約14haで有機農業に取り組んでおり、近年、その面積は増加傾向にある。一方で、慣行農業に比べて多くの労力を要することから生産者の確保・拡大が課題となっている。町では、本年1月17日にオーガニックビレッジ宣言を行うなど生産と消費の両面から有機農業の推進を図っており、その取組は着実に広がりつつある。今後も、生産者と消費者の相互理解と協働を深めながら、持続可能な農業の実現に向けて計画的に取り組まれない。

中山間地域等直接支払制度については、当町では令和3年度に8集落で取組が開始され、令和7年度には緩傾斜への拡充から17集落へと拡大している。また、令和8年度からのスマート農業加算には17集落中12集落が取り組むこととなっている。各集落では、協定に基づき耕作放棄地の防止や農業用水路・農道等の維持管理が行われており、町も説明会の開催や相談対応等により支援している。一方で、高齢化の進行により共同作業や事務を担う人材の確保が困難になるなど、共通した課題も見受けられる。今後も本制度の趣旨が十分に生かされるよう、関係機関と連携した支援に努められたい。